

労働・助成金情報 特急便

第 77 号 (2019 年 1 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

前回到引き続き労災保険のお話です。今回は給付についてご紹介したいと思います。

その時の怪我等の状態を細かく給付が分けられています。

業務中・通勤中に怪我などをした場合、病院で受診します。その時に受けられる給付が療養(補償)給付です。

■ 療養の給付

療養の給付は、被災労働者が労災病院や労災指定病院(病院、診療所、薬局、訪問看護事業者)において、無料で必要な治療などを受けることができる現物給付です。ただし、通勤災害においては、労働者の一部負担があります。

■ 療養の費用の支給

療養の費用の支給は、被災労働者が労災病院や労災指定病院以外の病院などで治療を受けた場合に給付されるものです。治療などに要した費用を被災労働者が病院などに支払い、その後、労働基準監督署長に請求し給付を受けるものです。

■ 療養の給付及び療養の費用の支給の範囲

政府が必要と認める 1. 診察、2. 薬剤又は治療材料の支給、3. 処置、手術等の治療、4. 入院及び看護、5. 訪問看護、6. 移送

業務中・通勤中に怪我などで労働できず休み(休業の初日から第3日目までを待機期間)、休業4日目から受け取ることができる給付が休業(補償)給付です。

この給付には要件があります。

- ①業務上または通勤途中の怪我や病気による療養のため
- ②労働することができないため
- ③賃金を受けていない

支給額

休業(補償)給付 = (給付基礎日額の 60%) × 休業日数

休業特別支給金 = (給付基礎日額の 20%) × 休業日数

※業務災害の場合、労働基準法に基づいて休業初日から第3日目までは会社が一日につき平均賃金の60%以上の休業補償をしなければいけません。有給休暇を使用してもかまいません。有給休暇は業務災害・通勤災害ともに使用できます。

時効について

療養の費用と休業(補償)給付には、時効があります。

療養の費用は支出が確定した日から2年です。休業(補償)給付は、療養のため労働することができず賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年です。

業務中・通勤中の怪我や病気の療養を開始して1年6カ月を経過してもまだ治ゆしていない時に受け取ることができる給付が**傷病(補償)年金**です。

この給付の要件は

- ①その負傷、病気は治っていないこと
- ②その負傷、病気による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること

※労災保険の『治ゆ』とは・・・これ以上の治療を行っても回復が期待できなくなった状態のこと

業務または通勤中の怪我や病気が治ゆして、障害等級に該当する身体障害が残った時に受け取れる給付は**障害(補償)給付**です。

- 障害等級第1級から第7級に該当する時は、障害(補償)年金
給付基礎日額の313日分から131日分が年金として年6回に分割して支給されます。
- 障害等級第8級から第14級に該当する時は、障害(補償)一時金
給付基礎日額の503日分から56日分の一時金が支給されます。

※給付基礎日額とは・・・労働基準法の平均賃金に相当する額を言います。

負傷や疾病が確定した日の直前3ヵ月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の暦日数で割った1日あたりの賃金額です。

障害(補償)年金または傷病(補償)年金の一定の障害により、現に介護を受けている時に受け取れる給付は**介護(補償)給付**です。

この給付の要件は

- ①常時介護・随時介護を要する状態に分けられます。
- ②現に介護を受けていること。民間の有料の介護サービスなどや親族または友人・知人により現に介護を受けていること。
- ③病院または診療所に入院していないこと。
- ④障害者支援施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者特別養護ホームに入所されている場合は支給されません。

業務または勤務中の怪我や病気で労働者が死亡した時に受け取れる給付は**遺族(補償)給付**です。
労働者の死亡時にその収入によって生計を維持していた一定の遺族のうち最先順位の者に支給されます。

労働者が死亡し、葬祭を行った時に受け取れる給付は**葬祭料・葬祭給付**です。
労働者の葬祭を行う者に対して支給されます。

支給額

葬祭給付 = 315000円 + 給付基礎日額の30日

※この額が給付基礎日額60日分に満たない場合は、給付基礎日額60日分が支給されます。

時効について

障害(補償)給付・介護(補償)給付・葬祭給付・遺族(補償)給付にはそれぞれ時効があります。

- ・障害(補償)給付は、傷病が治った日の翌日から5年です。
- ・介護(補償)給付は、介護を受けた月の翌月の1日から2年です。
- ・葬祭料・葬祭給付は、被労働者が亡くなった日の翌日から2年です。
- ・遺族(補償)給付は、被労働者が亡くなった日の翌日から5年です。